

政令第 号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十八年十月一日とする。

## 理由

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律のうち特定特殊自動車の使用の制限等に係る規定の施行期日を定める必要があるからである。